

COVID-19 とデジタル理学療法士の実践・遠隔医療の進歩

【文献の概要】

COVID-19 感染拡大により理学療法士にもソーシャルディスタンスが求められ、外出自粛により患者や利用者は必要な理学療法の提供を地域において受けることができない状況となった。このような特異的な状況下ではデジタル理学療法の実践が求められるが、遠隔医療を実践していく上で必要な体制が整っていないのが現状である。したがって、安全で効果的な遠隔医療を提供するための推奨事項を検討することが理学療法士にとって重要である。本文献の目的は、デジタル理学療法における推奨項目を確認することと COVID-19 感染拡大下における理学療法士による遠隔医療の進歩の方向性を提示することである。

【文献のカテゴリ】

Perspective (Point of View)

【文献の内容】

●デジタル理学療法の定義と目的（World Confederation for Physical Therapy と the International Network of Physiotherapy Regulatory Authorities の特別委員会の報告書より）

デジタル理学療法は、デジタル形式のコミュニケーションやデバイスを介して遠隔的に提供されるヘルスケアサービス、支援 (support)、情報 (information) と定義され、医療資源を管理し医療的ケアや情報へのアクセスを容易にすることで理学療法サービスの効果的な提供を促進することを目的としている。

デジタル理学療法は、医療へのリモートアクセスを増やすために遠隔医療を超えた地域基盤型サービス (e-visit、virtual check-ins¹⁾) を追加した理学療法士の実務の変革であり、個人用保護具を含む希少な医療資源を維持しながら医療を提供することができる。

また、特別委員会はデジタル理学療法サービスを利用する対象者をサービスユーザー (service user) と呼ぶこととし、医療提供者とサービスユーザーが同じ時間・同じ空間にいることを対面ケア (in-person care) と定義した。

1) e-visit、virtual check-ins: 米国で利用されている医師によるオンライン診断のシステム。クリニックなどに行くことなく、症状などを伝えるだけで軽度の問題 (風邪など) に関する医学的アドバイスや治療プランを提供してもらえる。

●デジタル理学療法の実践において配慮する点

デジタル理学療法の利点は利用者、提供者、社会性によって異なる点の配慮が必要である。全ての利害関係者において共通の利点は、遠隔医療を介して安全で質の高い理学療法を提供するためにサービスユーザーと提供者の間に強い繋がりを築くことにより遠隔理学療法サービスへのアクセスがしやすくなることである。

しかし、支払いガイドライン (payer guidelines)、法規制、患者プライバシーなどの問題も存在している (アメリカにおいては常にこういった問題への修正が求められている)。また、高齢者の中には機器に対する理解が乏しく使用方法を学んだことも少ないためデジタル通信機器よりも電話などの機器を好む人もいる。

遠隔医療が医療提供の形として有益であることは広く認識されているが、COVID-19 感染拡大下ではエビデンスも少数であるため特別委員会は特定の状況下でのデジタル理学療法の基準を推奨することは不可能であると考えている。したがって、エビデンスが確立されるまで理学療法士は WCPT/INPTRA によるデジタル理学療法ガイドラインをレビューすべきである²⁾。

まとめると、ガイドラインでは理学療法士と利用者との強い繋がり、妥当性と再現性のあるエビデンス、デジタル理学療法の潜在的リスクよりも利益の方が大きいかどうかの検証することなどが求められている。

2) 遠隔医療に従事する理学療法士のための WCPT/INPTRA によるデジタル理学療法ガイドラインの要約

遠隔医療に従事する理学療法士は世界中のどこで遠隔医療を実施するとしても以下の項目を確認することが推奨される。

- デジタル理学療法はサービスユーザーと彼らのケアを最優先とし、可能な限り、それらのサービス提供の選択はサービスユーザーによってなされるものである
- 理学療法士は自分自身が行える行為の範囲と遠隔医療に関係する現在の法規制の枠組みを認識している
- 理学療法士はエビデンスを最新のものに更新し続け、急速にエビデンスが進展していることを認識している
- 理学療法士は関係者と協力し、デジタルサービス提供オプションの使用について合意・支援し、それに関係した潜在的な利益と制限について十分に理解している
- 理学療法士は、選択されたデジタル形式が理学療法サービスへのアクセスや情報と (もしくは) ケアの質を改善するという点について確信を持っている
- 理学療法士は選択されたデジタル形式についての十分な知識と理解を持っている
- サービスユーザーもまた、選択されたデジタル形式の使用について、理解し信頼し支持している
- 一般的な適合性の観点から、特定のサービスユーザーがデジタルソリューションを使用することの適切性を確認するために十分な検討が行われている
- 理学療法士はデジタルソリューションの効果をモニター・評価し続けている
- 理学療法士はデジタル理学療法の結果や影響を共有できるように様々な利害関係者と協力する準備をしている
- **デジタル理学療法の今後の方向性**

著者らはデジタル理学療法を国内や国際的にも推進しているが各国で採用するためにはいくつかの問題が生じていると述べている。

1. 対面リハとデジタル理学療法の両方を実施するために必要な手順について、理学療法士が決める権限を持つべきなのか
2. 大多数の接続によりブロードバンド接続が制限されたときどんなことが起こり得るか
3. ステイホーム期間中の遠隔医療における医療提供者の役割とは何なのか
4. 社会的孤立におけるサービスユーザーの役割と理学療法士の関係とは何なのか
5. 適切な運動、動作、健康にとってのケアアプローチとは何なのか
6. 早期にデジタル理学療法が実現してしまった際の詐欺の発生や乱用をどう制限するか
7. デジタルテクノロジーが制限される環境下で希少な資源を公平に分布させるには理学療法士は倫理的にどのように活動すれば良いのか

デジタル理学療法と遠隔医療を前進させるために、これらの問題への回答に今すぐ取り組んでいく必要がある。

【この文献から地域理学療法を展開する上で参考になること】

- 遠隔で評価・診断・治療プランの提供を行うことで医療資源を節約しながら理学療法を進めることができる。
- デジタル理学療法を実現するためには、支払いガイドラインの設定や国ごとの法律、患者プライバシー保護のためのセキュリティ対策など解決しなければならない問題が存在する。
- デジタル理学療法は現状ではエビデンスも少ないため常に最新の情報を取り入れていく必要がある。

【出典】

Alan Lee. COVID-19 and the Advancement of Digital Physical Therapist Practice and Telehealth. *Phys Ther.* 2020 Apr 28. doi: 10.1093/ptj/pzaa079.

発行日：2020/8/11

文責：老年病研究所附属病院 藤井一弥